

## 平成31年度兵庫県医師会会費等の徴収について

平成31年度兵庫県医師会会費・医療安全対策事業会費及び日本医師会会費の額並びに徴収時期等について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### (1) 兵庫県医師会会費・医療安全対策事業会費の賦課額

県医師会費		医療安全対策事業会費	
会員区分	年額	会員区分	年額
A 会員	96,000 円	県医A会員、 日医A①、A②(B)、 A②(C)会員	3,000 円
B 会員	28,500 円		
C 会員	3,600 円		

#### (2) 日本医師会会費の賦課額

会員区分		年額
A① 会員	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員	126,000 円
A②(B) 会員	A①会員およびA②(C)会員以外の会員 4月1日現在の年齢が31歳以上	68,000 円
		30歳以下
A②(C) 会員	医師法に基づく研修医会員	21,000 円
B 会員	A②(B)会員のうち医賠償保険加入の除外を申請した会員	28,000 円
C 会員	A②(C)会員のうち医賠償保険加入の除外を申請した会員	6,000 円

#### (3) 平成31年度会費減免については次のとおりとなっています。

##### 1. 県医師会費

- ①高齡免除（満83歳に達した翌月より適用）
- ②長期疾病による休業、その他特別の事由（出産育児等）による免除
- ③医師法に基づく研修期間における免除

##### 2. 日本医師会費

- ①高齡減免（満83歳に達する期より適用）
- ②出産育児減免（出産日の属する年度の翌年度1年間）
- ③疾病、その他特別の事由による減免
- ④医師法に基づく研修期間における減免

